



加古川市  
KAKOGAWA CITY

# 「加古川市介護予防ケアマネジメント関係」説明会

平成28年12月21日（水）  
加古川市民会館小ホール

加 古 川 市  
高齢者・地域福祉課



# 次第

- 1 加古川市における総合事業について（参照：総合事業説明会資料）
- 2 介護予防・生活支援サービス事業(サービス事業)の概要について（参照：総合事業説明会資料）
- 3 総合事業における介護予防ケアマネジメントについて
- 4 自立支援マネジメント会議について
- 5 様式集
- 6 委託する場合のケアマネジメントの流れ（地域包括支援センターより）
- 7 変更契約書締結協力の依頼（地域包括支援センターより）
- 8 委託先居宅と包括との契約内容変更について  
（地域包括支援センターより）

### 3 総合事業における介護予防ケアマネジメント について

## 介護保険の基本理念 = 自立支援

介護保険法第4条

### (国民の努力及び義務)

国民は、自ら要介護状態となることを予防するため、加齢に伴って生ずる心身の変化を自覚して常に健康の保持増進に努めるとともに、要介護状態となった場合においても、進んでリハビリテーションその他の適切な保健医療サービス及び福祉サービスを利用することにより、その有する能力の維持向上に努めるものとする。

## 介護予防ケアマネジメントの考え方

介護予防ケアマネジメントは、介護予防の目的である「高齢者が要介護状態になることをできる限り防ぐ（遅らせる）」「要支援・要介護状態になってもその悪化をできる限り防ぐ」ために、高齢者自身が地域における自立した日常生活を送れるように支援するものである。

そして、利用者の生活上の困りごとに対して、単にそれを補うサービスにあてはめるのではなく、利用者の自立支援につながるように、「心身機能」「活動」「参加」にバランス良くアプローチしていくことが重要である。

# 介護予防ケアマネジメントとは 3

## 介護予防ケアマネジメントの実施主体

- 地域包括支援センター
- 指定居宅介護支援事業所（地域包括支援センターからの委託によるもの）

## 介護予防ケアマネジメントの類型

**加古川市においては、国が示している類型例のケアマネジメントAのみ実施します。**

内容は、現行の介護予防支援と同等です。

（ケアマネジメントB・Cについては、実施しません。）

### 留意事項：事業対象者のケアプラン有効期限について

事業対象者は、認定の有効期間はないが、**プランの有効期限が1年**となる。

そのため、**プラン終了月の60日前**にセンターに連絡を入れ、センター職員（保健師等・社会福祉士・主任介護支援専門員）が自宅を訪問し、基本チェックリストを実施する。基本チェックリスト実施後、モニタリングの際に、「目標」の達成状況を評価し、サービス評価表に記入するとともに、ケアプラン原案を作成する。

# 介護予防ケアマネジメントと介護予防支援の関係について

- **介護予防支援**とは、介護予防サービスのみ又は介護予防サービスとサービス事業を合わせて利用する要支援認定者のケアマネジメントです。
- **介護予防ケアマネジメント**とは、サービス事業のみを利用する要支援認定者及び事業対象者に、適切にサービスを提供するためのケアマネジメントです。

**【注意】ただし、要支援認定者で介護予防サービスとサービス事業を併せて利用する場合、介護予防サービスのうち、限度額管理対象外サービス※のみの利用であれば、介護予防ケアマネジメントを実施します。**

**※居宅療養管理指導、住宅改修費支給、福祉用具購入費支給**

サービス種別	要支援認定者 (介護予防サービスのみ)	要支援認定者 (介護予防サービス+サービス事業)	要支援認定者 (介護予防サービス※+サービス事業) ※限度額管理対象外サービスのみ	要支援認定者 (サービス事業のみ)	事業対象者 (サービス事業のみ)
介護予防支援 (介護予防サービス)	○	○	×	×	×
介護予防ケアマネジメント (新制度：総合事業)	×	×	○	○	○

※介護予防ケアマネジメントは、原則地域包括支援センターで実施しますが、従来の介護予防支援と同様に居宅介護支援事業所に一部委託することができます。

※地域包括支援センターと居宅介護支援事業所との委託について、介護予防ケアマネジメントに合わせて、文言等を修正した上で、新たに**契約**を締結する必要があります。

# 介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント 依頼（変更）届出書 様式

介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼(変更)届出書

区分 新規・変更	
被保険者氏名	被保険者番号
フリガナ	
生年月日	性別
明・大・昭 年 月 日	男・女
被保険者の認定状況	<input type="checkbox"/> 要支援認定者(要支援1及び2) <input type="checkbox"/> 事業対象者
介護予防サービス計画作成を依頼(変更)する介護予防支援事業者 介護予防ケアマネジメントを依頼(変更)する地域包括支援センター	
事業者の事業所名	事業所の所在地 〒
(印)	
事業所番号	電話番号 ( )
介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントを受託する居宅介護支援事業者 (居宅介護支援事業者が介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントを受託する場合のみ記入)	
受託先の居宅介護支援事業所名	
事業所を変更する場合の事由等 ※ 事業所を変更する場合のみ記入して下さい。	
変更年月日 (平成 年 月 日付) 変更前事業者 ( )	
加古川市長 様	
上記の介護予防支援事業者(地域包括支援センター)に介護予防サービス計画作成又は 介護予防ケアマネジメントを依頼することを届け出ます。	
平成 年 月 日	
住所	
被保険者	電話番号 ( )
氏名	(印)
保険者確認欄	<input type="checkbox"/> 被保険者資格 <input type="checkbox"/> 届出の重複 <input type="checkbox"/> 申請日、サービス利用日の確認 <input type="checkbox"/> 被保険者証発行

(注意) 1 この届出書は、介護予防サービス計画作成又は介護予防ケアマネジメントを依頼する事業所が決まり次第速やかに加古川市役所介護保険課へ提出してください。  
2 介護予防サービス計画作成若しくは介護予防ケアマネジメントを依頼する事業所を変更するときは、変更年月日を記入のうえ、必ず加古川市役所介護保険課に届け出てください。  
届け出のない場合、サービスに係る費用を一旦、全額自己負担していただくことがあります。  
3 住所地特例の対象となる施設に入居中の場合は、その施設の住所地の市町村の窓口へ提出してください。

サービス	様式について
介護サービスの計画作成を行う	現行の居宅サービス計画作成依頼(変更)届出書を使用してください。
介護予防サービスの計画作成を行う	H29.4.1以降は、左記の介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼(変更)届出書を使用してください。
サービス事業のみの計画作成を行う	左記の介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼(変更)届出書を使用してください。

【参照：様式集No.5】

# 介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント 依頼（変更）届出書について

区 分	介護予防サービス 計画作成・介護予 防ケアマネジメント 依頼（変更） 届出書	居宅サービス 計画作成依頼 （変更） 届出書	理 由
介護サービス ⇒ 介護予防サービス またはサービス事業	○	×	居宅介護支援事業所から地域包括支援センターへケアマネジメントの実施者が変更となるため。
<b>要支援認定</b>  介護予防サービス ⇔ サービス事業のみ	×（※）	×	介護予防支援から介護予防ケアマネジメントへ移行することとなるが、要支援者であることは変わらず、ケアマネジメントを実施する地域包括支援センターも変わらないため。 <b>※現在、介護予防サービスを利用中の人は、再度の届出は不要とする。</b>
新規でサービス事業 のみを利用	○	×	介護予防ケアマネジメントの作成が初めてとなるため。
介護予防サービス またはサービス事業 ⇒ 介護サービス	×	○	地域包括支援センターから居宅介護支援事業所へケアマネジメントの実施者が変更となるため。



# 被保険者証の印字イメージ

## 事業対象者の被保険者証

介護保険被保険者証			
被 保 険 者	番 号		
	住 所		
	フリガナ		
	氏 名		
	生年月日	性別	
交付年月日	平成29年6月1日		
保険者番号並びに 保険者の名称及び 印	2 8 2 1 0 3 加古川市 <b>印</b>		

要介護状態 区分等	① 事業対象者	
認定年月日 <small>(事業対象者の場合は基本 チェックリスト実施日)</small>	② 平成29年4月10日	
認定の有効期 間	③ 平成29年6月1日～ 年 月 日	
居宅サービス 等	区分支給限度基準額	
	④ 平成29年6月1日～ 年 月 日 1月当たり 5,003単位	
(うち種類支 給限度基準 額)	サービスの種類	種類支給限度基準額
認定審査会の 意見及びサー ビスの種類の 指定		

給付制 限	内容		
	内容		
	内容		
居宅介護支 援事業者若し くは介護予防 支援事業者 及びその事業 所の名称又は 地域包括支 援センターの名 称	⑤ 地域包括支援センター●●● 届出 平成29年6月1日		
介護 保険 施設 等	種類		
	名称		
	種類		
	名称		

※ ①要介護状態区分等：事業対象者      ②認定年月日：基本チェックリストを実施した日

③認定の有効期間：前回の要支援認定の認定有効期間満了日の翌日から開始する

④区分支給限度基準額：要支援1と同様の単位数

⑤届出年月日：介護予防ケアマネジメントを受けることを届け出た日（③の開始日以降、受付可能）

# 介護予防ケアマネジメント（サービス利用）の流れ

- ① （要支援認定更新時に）相談
- ② 要介護・要支援認定更新申請 or 基本チェックリスト実施
- ③ ②を市へ提出
- ④ 結果通知及び被保険者証の発行
- ⑤ 介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書を市へ提出（要支援者及び事業対象者）
- ⑥ 被保険者証発行（⑤の届出書の内容を登録したもの）
- ⑦ アセスメント
- ⑧ ケアプラン原案作成
- ⑨ サービス担当者会議
- ⑩ 利用者への説明・同意
- ⑪ ケアプラン確定・交付
- ⑫ サービス利用
- ⑬ モニタリング・評価
- ⑭ 給付管理票等作成（国保連合会へ提出）

- **新規に介護予防ケアマネジメントを実施する場合**
- **介護予防ケアマネジメントの実施が終了して、2か月以上経過した後に、再度、介護予防ケアマネジメントを実施する場合**
- **要介護認定者が要支援認定を受け、あるいは事業対象者として介護予防ケアマネジメントを実施する場合**

※サービス事業移行前に介護予防サービスを受けていた者が、基本チェックリストの実施により事業対象者としてサービス事業を利用した場合は、サービス事業開始月に初回加算の算定を行うことはできない。

## 4 自立支援マネジメント会議について

# 自立支援マネジメント会議について

## 自立支援マネジメント会議とは

地域包括ケアシステム構築のためには、介護保険の理念である自立支援の考え方にに基づき、高齢者のニーズに応じた適切なケアマネジメントを実施することや多様な社会資源を整備することが不可欠です。

このような高齢者個人に対する支援の充実とともに、それを支える社会基盤の整備を行うのに有効な手段の一つが地域ケア会議と言われており、今般の介護保険法改正により法的にも位置付けられ、地域ケア会議の役割はより重要になってきています。

現在、加古川市でも地域包括支援センターが個別課題や地域課題解決のための地域ケア会議を実施していますが、このたび自立支援に資する地域ケア会議「自立支援マネジメント会議」を平成29年度から実施する予定として、準備を進めています。

## 目的

- 介護・医療・福祉分野の多職種と連携し、その人の能力の維持や向上をはかる自立支援を重視したケアプランやその支援方法を検討することで、高齢者が住み慣れたところで、できるだけ長く安心して生活できる地域の実現を目指す。（地域包括ケアシステムの構築）
- ケアマネジャーの自立支援に資する「ケアマネジメント力」等の資質向上を図る。
- 地域で不足しているサービスや高齢者の抱える問題など、個別課題や地域の課題を把握し、行政や各分野の関係機関で課題の解消に向けて検討を図る。

# 自立支援マネジメント会議の概要（案）

## ➤ 対象者

要支援認定者及び要介護認定者

## ➤ 事例提供者

ケアマネジャー（地域包括支援センター及び居宅介護支援事業所）

## ➤ 会議の構成員

主任介護支援専門員、社会福祉士、看護師、介護支援専門員、リハ職（理学療法士、作業療法士、言語療法士）等

## ➤ 会議の流れ

- ① 司会者より会議の目的や趣旨の説明を行う
- ② ケアプラン作成者より概要説明
- ③ 参加者（構成員）から質問・助言
- ④ まとめ
- ⑤ 個別課題や地域課題等の抽出

# 5 様式集

- (1) 利用者基本情報
- (2) 介護予防サービス・支援計画書
- (3) 介護予防支援・介護予防ケアマネジメント  
(第1号介護予防支援事業) 経過記録
- (4) 介護予防支援・介護予防ケアマネジメント  
(第1号介護予防支援事業) サービス評価表
- (5) 介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント  
依頼（変更）届出書
- (6) 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント依頼書
- (7) 加古川市基本チェックリスト